

障害者自立支援給付支払等システムに関するQA(平成21年7月以降)

項番	質問項目	質問事項	回答
1	指定難聴幼児通園施設における、人工内耳装用児支援加算の算定について	報酬告示では、指定難聴幼児通園施設における、人工内耳装用児支援加算の算定については、地域区分は適用されず、単位数に10円を乗じる加算と読み取れる。その解釈が正しければ、インタフェース仕様書(事業所編)の125ページ、126ページの「※1」の「2」において、上記加算の記載漏れではないか	お見込みのとおりです。 インタフェース仕様書(事業所編)125ページ「※1」の【サービス提供月が平成21年10月以降の場合】、126ページ【サービス提供月が平成21年4月以降9月以前の場合】のそれぞれ「2」の加算の記載に下記が漏れております。 (4)難聴幼児通園施設給付 ①人工内耳装用児支援加算 また、インタフェース仕様書(都道府県編)153-1ページ「※3」の「2」についても上記と同様に記載が漏れております。
2	処遇改善助成金の請求書情報の設定値について	インタフェース仕様書(事業所編)の12ページの(2)介護給付費等 請求書 基本情報レコードの以下の項目について項番7～10、18、21～23の項目について、必須項目となっているが、「※2処遇改善助成金の請求書情報を作成する際には、設定しない。」という記載がある。これらの項目について、どのように設定すればよいか。 <項目名> 項番7 小計 介護給付費等・特例介護給付費等 件数 項番8 小計 介護給付費等・特例介護給付費等 単位数 項番9 小計 介護給付費等・特例介護給付費等 費用合計 項番10 小計 介護給付費等・特例介護給付費等 給付費請求額 項番12 小計 介護給付費等・特例介護給付費等 利用者負担額 項番18 合計 単位数 項番22 合計 利用者負担額	当該項目につきましては、必須項目となりますので、処遇改善助成金の請求書情報を作成する場合、計算値を設定せず、「0(ゼロ)」を設定することになります。 なお、インタフェース仕様書(事業所編)の112ページの(2)障害児施設給付費 請求書 基本情報レコードの以下の項目についても同様です。 <項目名> 項番7 小計 障害児施設給付費 件数 項番8 小計 障害児施設給付費 単位数 項番9 小計 障害児施設給付費 費用合計 項番10 小計 障害児施設給付費 給付費請求額 項番12 小計 障害児施設給付費 利用者負担額 項番18 合計 単位数 項番22 合計 利用者負担額